

福岡医発第 1237 号（総）  
平成 17 年 10 月 7 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 竹 嶋 康 弘



新医薬品等の再審査結果 平成 17 年度（その 2）について

標記について、福岡県保健福祉部薬務課より別添のとおり通知がありましたので送付いたします。

今回の結果は、薬事法第 14 条第 2 項各号のいずれにも該当しないことから、当該医薬品の回収等の措置は不要であります。

つきましては、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明・永田正和

17 薬 第 1498 号・2

平成17年9月27日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長



新医薬品等の再審査結果 平成17年度（その2）について

標記について、平成17年9月15日付薬食発第0915001号厚生労働省医薬食品局長通知により別表の4品目について再審査が終了した旨の通知がありましたのでお知らせします。

今回の結果は、薬事法第14条第2項各号に規定する承認拒否事由のいずれにも該当しないことから、当該医薬品の回収、使用上の注意の改訂等の措置は不要であることを念のため申し添えます。





薬食発第0915001号

平成17年9月15日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕  
殿

厚生労働省医薬食品局長



新医薬品等の再審査結果 平成17年度（その2）について

今般、別表の4品目の薬事法第14条の4第3項の規定による再審査が終了し、結果は別表のとおりであるので、御了知の上、関係各方面に対し周知されるようお取り計らい願いたい。



-2

## 別 表

1. 再審査が終了した新医薬品等の取扱いについて(昭和61年1月29日薬発第82号薬務局長通知)の別記1の3に該当する医薬品

(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しない。)

| 番号 | 販売名              | 申請者名            | 一般名又は有効成分名 | 承認年月日     |
|----|------------------|-----------------|------------|-----------|
| 1  | 塩酸ビルメノール         | ファイザー株式会社       | 塩酸ビルメノール   | 平成6年10月5日 |
| 2  | ビルメノールカプセル 50mg  | 大日本製薬株式会社       | 塩酸ビルメノール   | 平成6年10月5日 |
| 3  | ビルメノールカプセル 100mg | 大日本製薬株式会社       | 塩酸ビルメノール   | 平成6年10月5日 |
| 4  | スフレキア            | アベンティス ファーマ株式会社 | 酢酸フセリリン    | 平成2年6月29日 |